

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
の翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
(職員課)

## 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

### 鳥取県人事委員会規則第一号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規

則第三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 給与条例第十三条に規定する人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- 一 給与条例第十三条第一号に掲げる勤務 百分の百二十五
- 二 給与条例第十三条第二号に掲げる勤務 百分の百三十五
- 第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二中「後段」を削り、同条を第二十一条の三とし、第二十一条の次に次の一条を加える。
- 第二十一条の二 給与条例第十四条第二項に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

### 附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。